

## 所管事項調査

### 指定管理者の更新の方針について

	ページ
1 指定管理者制度導入施設一覧	1
2 更新対象施設	1
3 公募予定施設	1
(1) 施設の概要	1
(2) 指定管理者制度導入による効果の検証	5
(3) 次期指定管理者の選定方針について	6
(4) 指定までのスケジュール	7
4 非公募予定施設	8
(1) 施設の概要	8
(2) 指定管理者制度導入による効果の検証	9
(3) 次期指定管理者の選定方針について	10
(4) 指定までのスケジュール	11

土木部

令和元年6月



## 1 指定管理者制度導入施設一覧（土木企画課所管）

選定方法	施設名	設置根拠（条例）	現在の指定管理者	指定期間
公募	桜町駐車場	長崎市駐車場条例	(株)ビバホーム	平成 27 年 4 月 1 日 ～ 令和 2 年 3 月 31 日
	市民会館地下駐車場		(株)長崎ガードシステム	
	松が枝町駐車場		エヌ・ティファシリティーズ(株)	
	松が枝町第 2 駐車場			
	平和公園駐車場		(株)クリーン・マット	
	茂里町地下駐車場		(株)城保安警備	
松山町駐車場	MHI ファシリティサービス(株)			
非公募	築町二輪車等駐車場	長崎市二輪車等 駐車場条例	長崎つきまち(株)	

## 2 更新対象施設

令和 2 年 3 月 31 日をもって現指定管理期間が満了する施設を指定管理者の更新対象とする。

ただし、茂里町地下駐車場については老朽化に伴い機械主要部品の大規模交換の時期を迎えていることや現在の経営状況を踏まえ、利便性が高く、かつ維持管理費が低廉な「平面自走式駐車場」として再整備を行うこととしている。

このため、今年度より仮設駐車場の整備に着手し、令和 2 年度には仮設駐車場での直営による運営となることから、今回は指定管理者の更新を行わない。

## 3 公募予定施設

### (1) 施設の概要

#### ア 各施設の収容台数と管理運営

対象施設名	開設年	収容台数(台)				指定管理者名等
		バス	普通車	二輪車	計	
桜町駐車場	昭和 46 年 (平成 8 年改修)	-	170	44	214	(株)ビバホーム
市民会館地下駐車場	昭和 49 年	-	170	50	220	(株)長崎ガードシステム
松が枝町駐車場	昭和 51 年	16	39	10	65	エヌ・ティファシリティーズ(株)
松が枝町第 2 駐車場	平成 2 年	12	97	27	136	
平和公園駐車場	平成 6 年	32	92	6	130	(株)クリーン・マット
松山町駐車場	平成 9 年	10	292	-	302	MHI ファシリティサービス(株)

#### イ 設置目的

国際平和観光都市として道路交通の円滑化及び安全で快適な生活環境の形成を図るうえで、これらを阻害する要因である路上駐車車両を収容するために設置するもの。

ウ 各駐車場の料金

・桜町駐車場、市民会館地下駐車場

令和元年10月1日施行分

駐車場名		桜町	市民会館地下
普通車等	最初の30分まで	140円	140円
	その後30分ごと	130円	130円
	2時間30分超	※1 土・日・祝日 1回730円/日	-
	宿泊及び夜間料金	830円/(22:00~翌8:00)	830円/(22:00~翌8:00)
二輪車	最初の30分まで	60円	60円
	その後30分ごと	60円	60円
	1時間30分超	200円/日	200円/日
定期駐車		全日 19,420円	全日 19,420円
		※2 昼間 14,020円	※2 昼間 14,020円

※1 7:00~22:00 (ただし、2時間30分以下は時間料金)

※2 午前8時~午後7時

・松が枝町駐車場、松が枝町第2駐車場

令和元年10月1日施行分

駐車場名		松が枝町	松が枝町第2
バス (30人以上)	最初の1時間まで	1,500円	1,500円
	その後30分ごと	750円	750円
	宿泊及び夜間料金	1,040円/(17:00~翌8:00)	1,040円/(20:00~翌7:00)
マイクロバス (11~29人)	最初の1時間まで	750円	750円
	その後30分ごと	370円	370円
	宿泊及び夜間料金	1,040円/(17:00~翌8:00)	1,040円/(20:00~翌7:00)
普通車等	最初の1時間まで	300円	300円
	その後30分ごと	140円	140円
	宿泊及び夜間料金	830円/(17:00~翌8:00)	830円/(20:00~翌7:00)
二輪車	最初の30分まで	60円	60円
	その後30分ごと	60円	60円
	1時間30分超	200円/日	200円/日
定期駐車			※1 11,000円(平日昼間)

※1 午前7時~午後8時

・ 平和公園駐車場、松山町駐車場

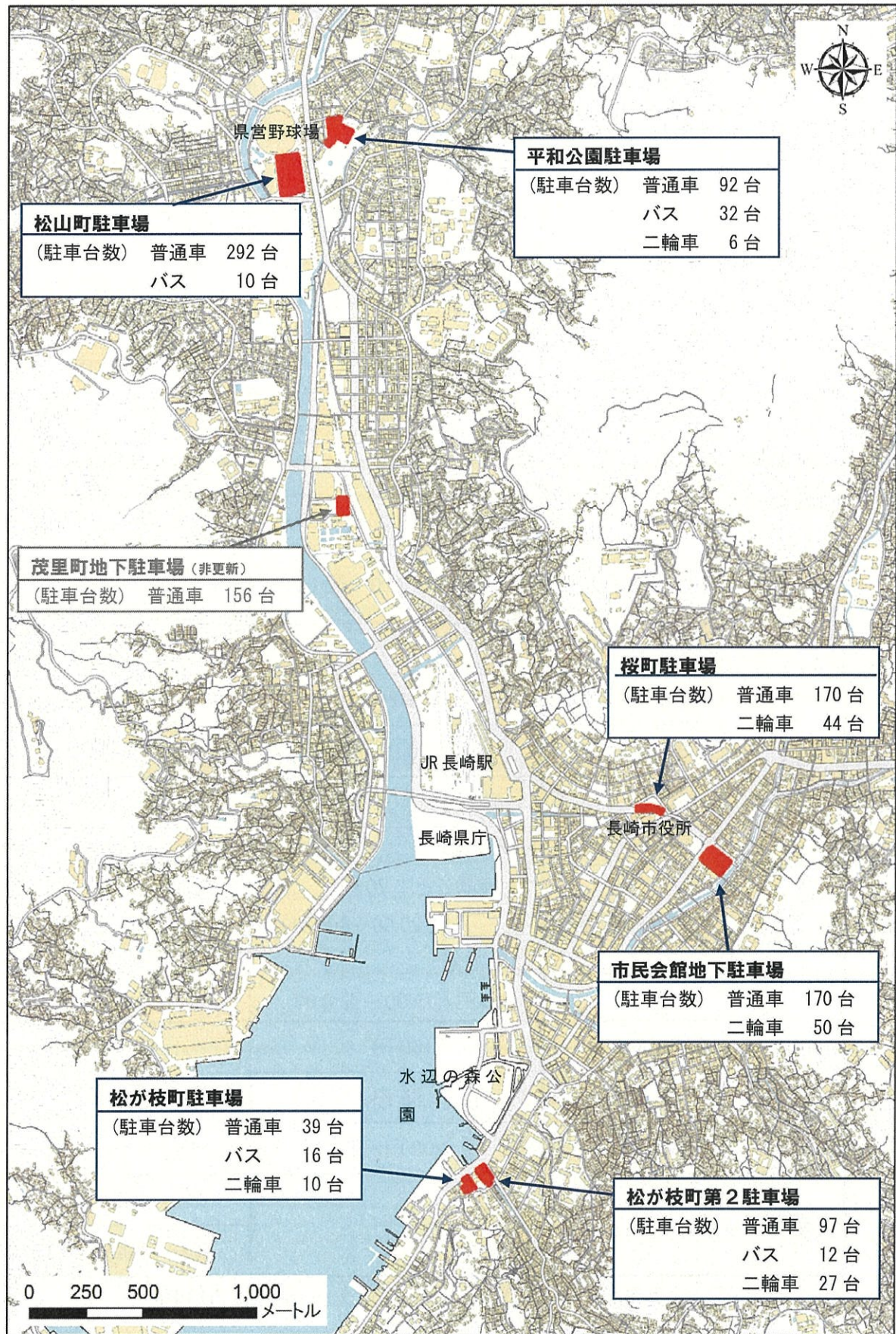
令和元年 10 月 1 日施行分

駐車場名		平和公園	松山町
バス (30人以上)	最初の 30 分まで	-	750 円
	最初の 1 時間まで	1,500 円	-
	その後 30 分ごと	-	750 円
	1 時間超	2,090 円/(7:00~20:00)	2,090 円/(7:30~22:00)
	宿泊及び夜間料金	1,040 円/(17:00~翌 8:00)	30 分ごとに 50 円 (22:00~翌 7:30)
マイクロバス (11~29 人)	最初の 30 分まで	-	370 円
	最初の 1 時間まで	750 円	-
	その後 30 分ごと	-	370 円
	1 時間超	1,040 円/(7:00~20:00)	1,040 円/(7:30~22:00)
	宿泊及び夜間料金	1,040 円/(17:00~翌 8:00)	30 分ごとに 50 円 (22:00~翌 7:30)
普通車等	最初の 30 分まで	-	120 円
	最初の 1 時間まで	260 円	-
	その後 30 分ごと	※1 380 円 510 円	120 円
	2 時間超	620 円/(7:00~20:00)	620 円/(7:30~22:00)
	宿泊及び夜間料金	○地上部 1 時間ごとに 70 円 (20:00~翌 7:00) ○地下部 830 円/(17:00~翌 8:00)	○地上部及び地下部 30 分ごとに 40 円 (22:00~翌 7:30)
二輪車	最初の 30 分まで	60 円	/
	その後 30 分ごと	60 円	
	1 時間 30 分超	200 円/日	
定期駐車			全日 15,710 円
			※2 昼間 13,610 円

※1 1 時間~1 時間 30 分 380 円、1 時間 30 分~2 時間 510 円

※2 午前 7 時 30 分~午後 10 時

エ 位置図（市営駐車場全体）



(2) 指定管理者制度導入による効果の検証

ア 利用者の推移

(単位：台)

施設名	導入前 (平成17年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
桜町	255,912	200,318	197,953	191,617	178,656
市民会館地下	120,752	100,326	100,602	95,932	95,263
松が枝町	29,095	38,725	31,261	31,370	32,427
松が枝町第2	47,591	70,042	70,375	68,178	65,094
平和公園	86,689	83,736	79,644	81,943	74,208
松山町	190,289	134,083	138,985	137,880	137,754

イ 指定管理委託料<sup>※1</sup>

(単位：千円)

施設名	導入前 (平成17年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 <sup>※2</sup>
桜町	26,730	14,654	14,654	14,654	14,654
市民会館地下	20,957	17,140	16,853	16,965	16,809
松が枝町	20,169	34,653	34,535	34,653	34,535
松が枝町第2	52,783				
平和公園	39,713	23,071	23,071	23,071	23,071
松山町	30,962	20,009	19,956	19,876	19,859

※1 修繕に係る委託料を除く

※2 平成30年度は決算見込み額

ウ 駐車料金収入

(単位：千円)

施設名	導入前 (平成17年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 <sup>※</sup>
桜町	86,074	67,951	69,808	71,237	68,051
市民会館地下	84,636	58,203	58,801	55,989	55,549
松が枝町	34,496	49,745	36,985	38,661	38,994
松が枝町第2	40,126	54,614	54,625	52,897	47,755
平和公園	41,894	51,125	52,370	58,353	51,108
松山町	80,349	67,925	70,121	70,450	69,374

※平成30年度は決算見込み額

## エ 主なサービス向上策

それぞれの指定管理者において、車椅子やベビーカーの貸出し、コインロッカーの設置、AEDの設置、事務所での公共交通機関の一日乗車券販売などの物的サービスだけでなく、接遇などの講習会の実施により人的サービスも含めた駐車場利用者へのサービス向上策を講じている。

## オ 評価

現在の指定管理者制度においては、駐車台数や駐車料金収入が、その地域でのイベントの開催や観光客の動向、ガソリン価格の変動、社会経済状況の変化など外的要因の影響を受けやすいものの、指定管理者制度導入後、上記エ で示すようにサービスは向上させつつ、運営経費においては縮減効果が表れている。

### (3) 次期指定管理者の選定方針について

#### ア 方針

現在、市営駐車場は平成26年度から令和元年度までの5年間について指定管理者による管理を行っているが、令和2年度以降についても、市民サービスの向上、経費削減による経済効果などを勘案し、指定管理者による管理を継続するとともに、利用料金制の導入により更なるサービス向上を図る。

#### イ 指定管理者選定


指定期間 : 令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)  
募集方法 : 公募  
利用料金制の適否 : 適用

#### ウ 駐車場のグループ構成

現 行 (平成27年度～令和元年度)			今 後 (令和2年度以降) ※変更なし		
1	桜町駐車場		1	桜町駐車場	
2	市民会館地下駐車場		2	市民会館地下駐車場	
3	松が枝町駐車場 松が枝町第2駐車場	} グループ化	3	松が枝町駐車場 松が枝町第2駐車場	} グループ化
4	平和公園駐車場		4	平和公園駐車場	
5	松山町駐車場		5	松山町駐車場	



(4) 指定までのスケジュール

年月	市議会	内 容
令和元年 6月	6月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">条例改正</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例改正議案審査</li> <li>・ 更新の方針の説明（所管事項調査）</li> </ul>
令和元年 8月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者公募</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div>
令和元年 9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公募締切</li> </ul>
令和元年 10月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">審査（指定管理者候補者選定審査会）</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査及び候補者の決定</li> </ul>
令和元年 11月	11月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者の指定</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定議案審査</li> </ul>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">債務負担行為の設定</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債務負担行為補正予算議案審査</li> </ul>
令和2年 2月	2月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">令和2年度当初予算</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当初予算議案審査</li> </ul>
令和2年 3月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者との協定締結</div>
令和2年 4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理開始</li> </ul>

#### 4 非公募予定施設

##### (1) 施設の概要

###### ア 施設の名称

長崎市築町二輪車等駐車場

###### イ 施設の目的

本市中心部である浜町・築町地区における二輪車等の放置及び路上駐輪を防止することにより、道路交通の円滑化を図り、もって良好な生活環境を確保する。

###### ウ 駐車場の位置・収容台数及び供用開始日

位 置	長崎市築町3番18号(メルカつきまち屋上)
収容台数	172台(大型バイク用30台を含む)
供用開始日	平成10年9月19日

###### エ 管理運営の概要

###### (ア) 供用期間、供用時間及び入出庫時間

供用期間	1月1日～12月31日(年中無休)
供用時間	午前0時～午後12時(終日)
入出庫時間	午前7時～午後11時
指定管理者	長崎つきまち株式会社
指定期間	平成27年4月1日～令和2年3月31日

###### (イ) 利用方法及び駐車料金

区 分		入出庫1回ごとの料金
24時間以内の場合	最初の1時間まで	100円
	1時間を超えるととき	200円
24時間を超える場合		24時間につき200円
定期駐車券		月額3,080円
回数駐車券(11枚綴り)		2,000円

オ 位置図



(2) 指定管理者制度導入による効果の検証

ア 利用者の推移

(単位：台)

年度	導入前 (17年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用台数	49,384	36,086	34,910	35,400	31,736

イ 指定管理委託料

(単位：千円)

年度	導入前 (17年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
金額	6,964	5,748	5,748	5,748	5,748

※平成30年度は決算見込み額

※修繕に係る委託料を除く

ウ 駐車料金収入

(単位：千円)

年度	導入前 (17年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
金額	7,368	6,426	6,431	6,301	5,473

※平成30年度は決算見込み額

## エ 主なサービス向上策

アンケート実施による利用者の要望、クレーム等を反映し、1階精算機、屋上入出庫バイクゲート、発券機の更新を実施するとともに、マナー案内看板設置などの改善を図り、サービス向上策を講じている。

## オ 評価

築町二輪車等駐車場があるメルカつきまちは指定管理者が所有するビルであり、当該ビルに事務所を設置することで、隣接するメルカ築町所有の立体駐車場などと包括的な管理運営がなされ、トラブル時等にも迅速な対応が行われており、市民サービス向上を図るとともに、経費の節減が行われている。

## (3) 次期指定管理者の選定方針について

### ア 方針

長崎市築町二輪車等駐車場の管理業務については、指定管理者制度の導入に伴い、平成18年度から非公募により「長崎つきまち株式会社」を指定管理者として指定しているが、令和2年度以降についても、市民サービスの向上、経費削減による経済効果などを勘案し、指定管理者による管理を継続するとともに、利用料金制の導入により更なるサービス向上を図る。

### イ 非公募の理由

以下の理由から引き続き非公募により指定することとしている。

- (ア) 築町二輪車等駐車場は、メルカつきまち本体及び立体駐車場と構造上一体となっており、メルカつきまちビルの所有者である、長崎つきまち株式会社は、これら施設を一体的、総合的に管理を行なうことで、築町二輪車等駐車場の運営費の縮減を行なうなど効率的な運営がなされる。
- (イ) 長崎つきまち株式会社は、メルカつきまちビル内に事務所を有しており、危機管理への対応や、一体的な建物全体の安全管理の面からも効率的である。
- (ウ) これまでの実績により、利用者の要望や意見などに対し迅速な対応を行うなど、適正な施設の管理に努めており、アンケート調査においても利用者の評価が高い。

ウ 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

エ 利用料金制の適否 適用

(4) 指定までのスケジュール

年月	市議会	内 容
令和元年 6月	6月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">条例改正</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例改正議案審査</li> <li>・ 更新の方針の説明（所管事項調査）</li> </ul>
令和元年 8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 候補者に仕様書等を提示</li> </ul>
令和元年 9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 候補者から指定に必要な書類を受領</li> </ul>
令和元年 10月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査及び候補者の決定</li> </ul>
令和元年 11月	11月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者の指定</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定議案審査</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">債務負担行為の設定</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債務負担行為補正予算議案審査</li> </ul>
令和2年 2月	2月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">令和2年度当初予算</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当初予算議案審査</li> </ul>
令和2年 3月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者との協定締結</div>
令和2年 4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理開始</li> </ul>